

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
2	行政機関等の名称	三重県警察本部長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
4	個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
5	記録項目	<p>第1 古物 （電算処理ファイル） 1 許可証番号、2 許可年月日、3 被許可者の氏名又は名称、4 法人代表者、5 主たる古物の区分、6 営業所名称、7 営業所所在地、8 ホームページのURL</p> <p>（マニュアル処理ファイル） 9 受理年月日、10 受理警察署、11 被許可者の生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、12 行商をしようとする者であるかどうかの別、13 取引にホームページを用いるかどうかの別、14 記事（別項目の入力内容の補足説明）、15 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、16 営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、17 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、18 再交付日、19 再交付理由、20 変更年月日、21 変更区分、22 返納理由の発生日、23 返納理由、24 競り売りの形態、25 競り売り日時、26 競り売り開催場所、27 競り売り開催場所を管轄する警察署、28 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号、29 その他の符号、30 買受けの申込みを受ける通信手段の種類、31 競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、32 仮設店舗日時、33 仮設店舗設置場所、34 仮設店舗を管轄する警察署、35 仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）</p> <p>第2 質屋 （電算処理ファイル） 1 許可証番号、2 許可年月日、3 被許可者の氏名又は名称（法人の場合は法人代表者の氏名）、4 営業所の名称及び所在地（マニュアル処理ファイル）、5 受理年月日、6 受理警察署 7 被許可者の生年月日、住所、本（国）籍、8 管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、9 変更年月日、10 変更区分、11 廃業等届出種別、12 廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、13 休業期間、14 再交付日</p> <p>第3 盗品取扱状況登録</p>

		<p>(マニュアル処理ファイル)</p> <p>1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 営業所等所在都道府県、6 営業所等整理番号、7 盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、区分別、品名、合計数量、買取額又は貸付額</p> <p>第4行政処分者</p> <p>(マニュアル処理ファイル)</p> <p>1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 処分の種類、6 聴聞公示日、7 処分年月日、8 公告年月日、9 許可取消日、10 処分コード、11 処分理由、12 記事(別項目の入力内容の補足説明)、13 被処分者(被許可者)の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所及び本(国)籍、14 法人代表者の氏名又は名称、生年月日、住所又は居所及び本(国)籍、15 欠格事由該当者となる役員等の氏名、生年月日、住所、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、16 行政処分の対象となる営業所・古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業停止期間、17 解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、住所及び本(国)籍、記事(別項目の入力内容の補足説明)</p>
6	記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋
7	記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
9	記録情報の経常的提供先	警察庁
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (所在地) 津市栄町一丁目100番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	第1の3、5、8、11、12、13及び15から17の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第5条第3項及び第6項による。 第2の3、4、7及び8の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)第8条第1項による。
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (所在地) 〒514-8514 津市栄町一丁目100番地
15	行政機関等匿名加工情報の概要	
16	作成された行政機関等匿名加工情報	

	に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
18	備考	記録項目のうち、マニュアル処理ファイルに該当するものについては紙媒体で保存されている個人情報ファイルであって、加工可能な状態とするために多大な作業を要するものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工できない。